

○臨床倫理に関する基本方針

制定 令和6年6月1日

富士川病院(以下、「当院」という。)に所属するすべての職員が、峽南医療センター企業団における「患者様と権利と責任」、「個人情報保護方針」等に基づき、患者様にとって最良の医療を適切かつ十分に提供することを目的として、臨床倫理に関する基本方針を定める。

1. 患者様の生命の尊厳と人格を尊重するとともに、次に掲げる事項により、患者様の最善の利益を追求した、安全で良質な医療を提供するよう努める。

- (1) 患者様の立場や視点に立った対応を常に心がけ、良好な信頼関係に基づいた医療を患者様と協同して行うことに努める。
- (2) 個人的な背景や病気の性質にかかわらず、いかなる人にも公正かつ公平な医療を提供する。
- (3) 治療方針や検査方法等に関する正確かつ十分な説明を行ったうえで、患者様の意思決定を尊重する。
- (4) 医療事故、院内感染の防止に努め、提供する医療の危険性を最小減にし、最大の利益がもたらされるように努める。
- (5) 患者様のプライバシーを保護し、職務上の守秘義務の遵守と個人情報の保護を徹底する。
- (6) 治験及び医療の進歩に必要な研究活動は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、治験委員会若しくは倫理委員会を中心に倫理的、科学的観点から妥当性を審議し、適否を判断する。

2. 代表的な臨床倫理問題への対応方針は、患者様の個人的な背景等を十分配慮した上で、生命倫理に関する法令や指針を遵守し、次に掲げる事項により医療を行う。

(1) 有益な治療を拒否する患者様への対応

医療行為(検査・治療・入退院等)によって生じる不利益と利益の説明に努め、その上で医療行為を拒否する場合は、患者様の意思を尊重する。ただし、感染症等で第三者に危険が及ぶ可能性がある場合は、医療行為の拒否は制限される場合がある。

(2) 意識不明・自己判断不能の患者様への対応

意識不明や判断能力のない患者様においては、ご家族等適切な代理人の同意を得て、本人にとって最善の方針を取ることを基本とする。但し緊急事態で生命に問題があり、かつご家族等適切な代理人に連絡がつかない場合は、最善の方針をとることを基本として、主治医や担当医を中心とした多職種で検討し判断する。

(3) 身体行動制限について

やむを得ず身体を拘束し、行動を制限する必要がある患者様には、「身体拘束予防ガイドライン(日本看護倫理学会)」、「身体拘束ゼロの手引き(厚生労働省)」に従い、医師の指示のもと「身体拘束の三原則(切迫性・非代替性・一時性)」に基づいて必要性を検討し、必要最小限の範囲で慎重に対応する。

(4) 輸血拒否について

宗教上の理由などから輸血療法を拒否される患者様には、当院の基本方針は相対的無輸血とし、「輸血マニュアル」に従い、適切に対応する。

(5) 終末期医療について

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(厚生労働省)」に従い、患者様、ご家族と相談のうえ、患者様の意思に基づいた医療を提供する。

(6) 心肺蘇生不要(DNAR)の指示について

心肺蘇生術(CPR)の有効性と予想される結果について、終末期・老衰・救命不能・意識回復が見込めない場合、患者様とご家族等適切な代理人に対して十分説明をしたうえで、心肺蘇生術を行わないことに同意された場合は、その意思を尊重する。ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺幫助は認めない。

(7) 臓器提供について

「臓器移植に関する法律」により当院は臓器提供施設に該当しないため、臓器提供の意思表示を確認した場合は、(社)日本臓器移植ネットワークによる指導、指示により可能な限り協力する。

(8) 解決が困難な倫理問題への対応方針は、倫理委員会において審議し、決定する。

峡南医療センター企業団
富士川病院院長